



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1038 落札者の決定 (情報政策課)
- 1039 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の取消し (長寿社会課)
- 1040 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 1041 " (")
- 1042 " (")
- 1043 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 公告

- 都市計画の案の縦覧 (都市政策課)
- " (")
- " (")
- " (")

告 示

和歌山県告示第1038号

和歌山県立情報交流センター情報システム構築・運用保守委託及びサーバ等の賃貸借契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年9月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県立情報交流センター情報システム構築・運用保守委託及びサーバ等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市港通丁北一丁目2番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年7月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
F&C和歌山
(代表者)
富士通株式会社和歌山支店
和歌山市黒田84番地1
- 5 落札金額 492,450,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 23,450,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成21年5月22日

和歌山県告示第1039号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項、第84条第1項及び第115条の9第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり取り消したので、同法第78条第3号、第85条第3号及び第115条の10第3号の規定に基づき公示する。

平成21年9月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	取消年月日
3070106681	株式会社すみれ	和歌山市府中18-1	河部直樹	デイサービスすみれ	和歌山市府中18-1	通所介護・介護予防通所介護	平成21.8.31
3070106343	株式会社すみれ	和歌山市府中18-1	河部直樹	ケアセンターすみれ	和歌山市府中18-1	居宅介護支援	平成21.8.31

和歌山県告示第1040号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医

療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年9月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
金尾製薬株式会社薬局部	紀の川市粉河845	—	金澤妃佐子	平成 21.9.1

和歌山県告示第1041号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成21年9月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
みき薬局	海南市日方1290-66 1F	—	三木順子	平成 21.9.1

和歌山県告示第1042号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

示する。

平成21年9月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ファーコスたくみ薬局	和歌山市匠町25番地 ポポロビル1F	福田頼子	平成 21.9.1
みき薬局	海南市日方1290-66 1F	三木順子	平成 21.9.1

和歌山県告示第1043号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年9月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定 番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3055	紀の川市打田字鳥池1310番の一部、1311番2の一部、水路	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 21.8.31	6.00 6.00	64.85 28.93

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、第21条第2項において準用す

る同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成21年9月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画臨港地区 和歌山下津港臨港地区
- 都市計画を変更した土地の区域
変更する部分
和歌山市湊字浜ノ坪、字青岸ノ坪（地先公有水面を含む。）、
和歌山市西浜字中川向ヒノ坪、
和歌山市雑賀崎字泊り新開
- 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県土整備部都市住宅局都市政策課
和歌山市まちづくり局都市計画部都市計画課
- 縦覧期間
平成21年9月14日から平成21年9月30日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成21年9月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画臨港地区 和歌山下津港臨港地区
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更する部分
海南市船尾字中浜、字築地、字東浜
海南市日方字新浜
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
海南市まちづくり部都市整備課
- 4 縦覧期間
平成21年9月14日から平成21年9月30日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成21年9月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
下津都市計画臨港地区 和歌山下津港臨港地区
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更する部分
海南市下津町大崎字中尾、
海南市下津町下津字脇ノ浜、字岩橋新田、字西新田、
字外瀬
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
海南市まちづくり部都市整備課
- 4 縦覧期間
平成21年9月14日から平成21年9月30日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成21年9月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
有田都市計画臨港地区 和歌山下津港臨港地区
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更する部分
有田市港町字福島、字浜田、字新屋敷、字西ノ浜
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
有田市市長公室経営企画課
- 4 縦覧期間
平成21年9月14日から平成21年9月30日まで